

令和4年度 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業
成果報告書

実施機関名（山形県教育委員会）

1. 問題意識・提案背景

山形県では、文部科学省の委託を受け、これまで「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」、「発達障害に関する通級指導担当教員等専門性充実事業」に取り組み、発達障がいのある児童生徒を対象とした通級による指導の充実に向けた研究を行ってきた。その結果、「通級による指導担当教員や特別支援教育コーディネーターは、校内に少数のことが多い。たとえ専門性を有していても、対象児童生徒のアセスメントや支援の方法の判断については、自信を持って対応することが難しく苦労している」ことがわかった。また、その際「客観的に授業や支援について助言を得ることができる外部専門家の存在は大変貴重な役割を果たす」こともわかった。個々の特性が多様で、支援方法も個に応じて検討していかなければならない発達障がいのある児童生徒への指導には、教員の専門性の向上と支援体制の充実が必須である。

また、本県は、高等学校における通級による指導の充実に取り組んでいる。平成30年度に高等学校に通級による指導が制度化された目的である「インクルーシブ教育システムを具現化し、学びの連続性の確保ができる」ようにするため、県内各地域に実施校を定め、どの地域においても、高等学校での通級による指導の充実が図られるよう取り組んでいる。

そこで、課題となるのは、高等学校教員の発達障がいに係る専門性向上のための支援体制の構築である。本県は高等学校と特別支援学校間の人事交流がほとんどなく、これまで高等学校に通級指導教室を設置した際には、担当教員として、特別支援学校での勤務経験がある退職教員を高等学校に配置してきた経緯がある。通級指導教室で指導する自立活動の内容は、通常の学級においても参考となる指導の視点が多く含まれており、通常の学級でも生かされてこそ効果があるものであるが、高等学校教員の自立活動に関する理解は浅く、その向上を図るための研修体制づくりが急務である。

また、本県の特別支援教育に係る研修は、受講者のニーズに応じて効果的な内容を吟味し行ってきたが、主催者が異なるが似通ったものがあったり、互いの研修の時期が近接していたり、受講者が限定的であったりするなどの課題がある。このような課題を整理し、組織的な研修体制づくりを行い、研修カリキュラムを作成することによって、高等学校教員の専門性の向上を図っていく必要がある。

また、通級指導教室設置当初に配置した特別支援学校勤務経験のある教員が有している専門性を、いかにして高等学校教員が継承していくかということを考える必要がある。教育課程の違いもあり、高等学校における通級による指導の「自立活動」の学習には、高等学校の特徴を生かした指導が必要であること、特別支援学校勤務経験のある教員と高等学校での勤務経験のみを有する教員との間で情報や知見を共有することも重要な要素であることが実践を通してわかった。このようなことを考えると、特別支援学校勤務経験者等から専門性を継承しながら、将来的には高等学校における通級による指導を、高等学校教員の中で持続可能なものとしていくための体制づくりが必要である。

また、本県では、特別支援学校のセンター的機能を活用した「特別支援巡回相談事業」を実施しているが、本県は面積が広く、地域間の移動に時間がかかるため、巡回相談は、各特

別支援学校が立地する地域の高等学校を担当するエリア制をとっている。したがって、発達障がい生徒の相談を特別支援学校の視覚障がい、聴覚障がい等の障がい種の教員が対応することもある。また、義務教育段階では、小学校・中学校の特別支援教育の経験の豊富な教員も巡回相談員に任命され、巡回相談を行っている。しかし、これまで高等学校教員において巡回相談員は任命してこなかったことから、高等学校の実情に沿った助言ができる相談員が必要だというケースの報告もあった。

そして、外部関係機関と学校の連携等の具体の事例が蓄積できていない。外部専門家の訪問や巡回相談の訪問の際に、連携すべき機関とその後の連携の方法について紹介を行い、それに基づいた好事例を蓄積していきたい。特に、就労や社会生活の部分で改善が可能と考える。外部関係機関にも、運営協議会等に参加いただき、事業目的を共有したうえで、協力校の訪問等を通じ、支援の充実に向けてお互い連携できる部分を改めて把握する必要がある。

そこで、本県は上記の課題解決に向け、通級指導教室設置等高等学校を協力校に指定し、経験の浅い高等学校の教員に向けた支援体制の構築に焦点をあて、この事業に取り組んでいく。

2. 目的・目標

(目的)

本県の高等学校教員の発達障がいに係る専門性向上を図る支援体制を構築する。

(目標)

- ① モデルケースの検討を通じ、現在の研修体制を整理し、研修カリキュラムを作成し、専門性の向上を図る。
- ② 特別支援学校のセンター的機能の活用を含めた特別支援巡回相談の強化を図る。
- ③ 外部機関との連携による新たな支援体制の構築を図る。

3. 実施体制

(1) 運営協議会

No.	所属・職名	備考
1	教職有識者・大学教授（2名）	教職課程特別支援教育分野担当者
2	外部専門家（5名）	作業療法士
3	外部関係機関・就労関係	障害者職業センター
4	外部関係機関・支援関係	発達障がい者支援センター 若者サポートステーション
5	県関係部局（発達障がい担当）	障がい福祉課
6	協力校担当者・高等学校教諭	
7	巡回相談員・特別支援学校教諭	
8	教育センター・課長、主任指導主事	特別支援教育課、研修課
9	特別支援教育課	

○第1回 令和4年5月24日（火）

- ・関係者顔合わせ
- ・本事業概要説明
- ・令和4年度の取組について
- ・発達障がいに関して教員が身につける必要のある専門性の指標の整理

新型コロナウイルス感染症対策のため集合会議とオンライン会議のハイブリット型にて開催。

○第2回 令和5年1月25日（水）

- ・教育委員会、協力校、担当特別支援学校より令和4年度の取組の報告
- ・外部専門家、連携機関を交え、本事業についての3年間の成果と今後の展望について協議
- ・教職有識者より取組への助言

新型コロナウイルス感染症対策と気象情報を考慮し、オンライン会議にて開催。

(2) 連携した大学

○山形大学

○東北文教大学

(3) 専門家の活用

ア. 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

外部専門家として作業療法士を5名委嘱する。作業療法士の資格については以下の要件のうち、いずれかを満たすものとする。

(ア) 一般社団法人山形県作業療法士学会に所属する者

(イ) 作業療法士の国家資格を持ち、一般社団法人山形県作業療法士学会から推薦を受けた者

イ. 配置状況、活動内容

事業開始時の令和2年度当初は、外部専門家として発達障がいの児童生徒への指導実践が豊富な作業療法士である2名の大学教員に委嘱していた。委嘱した作業療法士から、「地域ごとに担当できる作業療法士を委嘱することで、より効果的な支援体制が構築され、事業終了後も持続可能な支援体制づくりにつながる」という助言を受け、その方の協力のもと、教育分野に協力をいただける外部専門家（作業療法士）を、令和3年度終了時まで新たに3名委嘱することができた。本県のように、児童生徒の指導への助言を行う外部専門家の数が絶対的に少ない場合は、外部専門家として協力いただける方の確保が重要となってくる。

令和4年度は、前年度より担当している協力校へ継続して訪問していただいた。外部専門家からは、「学校を訪問して生徒の生活や学習について、療育の場面で接するだけでは見えなかった面がわかり、生徒の特性理解が深まった」、また、継続して訪問することで、外部専門家が通級による指導における生徒の変容を見取ることができ、より効果的な指導・支援に関する助言を行うことができた」との報告を受けている。

また、外部専門家の訪問に、特別支援学校教員である巡回相談員も同行し、ともに授業参観や指導・支援の方法を検討することで、高等学校教員のみならず巡回相談員の発達

障がいに係る専門性の向上を図ることもできた。

4. 取組概要・成果（取組全体の概要図は別途参照）

（１） 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

ア. 研修体制の整備（指標、研修カリキュラムの作成）

概要：

経験の浅い高等学校教員のための研修モデルケースを作成する。

どの研修でどの領域の専門性を身につけるかを明確化するために、発達障がいに関して教員が身につける必要のある専門性の指標を作成し、研修ごと対象者を再整理した研修カリキュラムを作成した。さらに、分科会の設置やグループ討議の導入など研修方法の工夫を行った。その際、法定研修である「初任者研修」や「中堅教諭等資質向上研修」の特別支援教育分野の内容も、教育センターと連携しながら検討した。

成果：

① 指標について

平成30年1月に策定された山形県教員「指標」の「担任力」の領域「特別支援教育力」で示された項目に基づき、令和2年度に「発達障がいに関する教員が身につける必要のある専門性」に特化した指標を作成した。目標の到達度が見えやすいように、具体的な項目を表記して作成したほか、運営協議会等を通じて、教育の視点のみならず、関係機関からも意見をいただきながら、福祉・労働の視点を取り入れ作成した。令和3年度には、専門性の到達度を各教員が自己評価、自己認識できるよう、受講歴の記載欄を加えた。令和4年度には、ニーズに応じて個人でも研修プログラムが受講できるよう、国立特別支援教育総合研究所が提供するエラーニングシステムである「学びラボ」の項目を加えた。

（指標「項目イー1 特別支援教育とインクルーシブ教育を理解する」に「特別支援教育全般」のコンテンツを番号で掲載）3年間の事業を通して、県教育委員会が主催する研修のみならず、協力校が開催する研修等でも指標を取り入れることにより、研修の目的を明確にしたうえで系統的に研修を開催することができた。

また、大学の教員養成課程で設定されている特別支援教育の基礎知識の習得内容と、指標のなかで教員養成段階で習得するものとして整理されている内容が連動しており、教員養成段階からその後の教員生活へと継続できる研修内容の系統立てをすることができた。

② 研修カリキュラムについて

活字中心の資料では研修を受ける側の教員が理解するのに時間を有するため、視覚的に分かりやすいものの方が活用しやすい、との意見を受け、研修カリキュラムをロードマップの形で示した。

③ 研修会の工夫について

既存の「特別支援教育コーディネーター研修会」において、経験年数や有する専門性の違いにより、受講者が参加する内容を選択できる分科会形式の研修を一部取り入れた。研修を選択する際の参考となるよう、指標にあるどの項目に合うものか開催要項等で明示したことにより、ニーズに合わせた研修が開催できた。

イ. 地区別研修会の実施

概要：

有識者による講話等を含む研修会を県内地区ごとに開催する。地区ごとに開催することにより、各地区、各協力校が抱えたニーズに対応した研修会が開催でき、有益な効果が期待できる。また、同地区内の学校にも周知し、参加の対象者を広げた形で開催する。研修内容を成果報告書や研修等で報告することで他地区の教員へ伝達し、地区別研修会で得られた専門性に係る知見を全県へ還元していく。

成果：

協力校では、作成した指標に基づいて目的を設定して地区別研修会を実施した。「講師と受講者の双方で、研修の目的を明確にして実施できたため、研修内容を実際の指導・支援に活用しやすく有意義であった」、「今年度の学校の目標と指標の項目を照らし合わせて、系統的に研修を計画し実施できた」との報告があった。今後も、指標を使った自己評価を教員が行ったり、学校として研修計画を立案したりする等、目的を明確にした研修会を開くことが可能となる。これまでの実績を見ると、教育関係者のみならず、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の職員、スクールソーシャルワーカー等の労働・福祉の関係者を講師として招聘した研修会があったことから、協力校が生徒の卒業後の自立に向けた支援機関との連携の在り方やその方法を研修したいと考えていることがわかった。

なお、令和4年度も新型コロナウイルスの影響により地区別研修会の計画に難儀した協力校が多かった。そのような中でも、地域ごとに感染状況をみながら参加者を限定したりオンライン形式で実施したりすることができ、各地域での研修機会を確保できた。大幅な移動を伴わない研修体制の構築や、オンラインを活用した研修の在り方は、今後の新しい生活様式の中で研修を進めていくにあたり、必須となっている。本事業において、学校のニーズに応じて様々な形態の研修会を開くことができ、研修会の企画や運営に関する知見の蓄積ができた。

また、令和2年度に連絡協議会が書面開催になったことを受けて県教育委員会が主催して実施した全体研修会を、令和3年度・令和4年度と3年間継続して実施した。今年度は、講師はオンライン、協力校は参集というハイブリッド形式で行った。講師による講演を踏まえて、ワークショップ形式で事例検討を行い、協力校同士が互いの課題を知り、それぞれの知見を活かして助言し合う機会となった。また、全体研修会の講師は3年間同一の方に依頼したことにより、協力校同士が高等学校における特別支援教育の理念と課題を共有することができた。これは、本事業後も、協力校が地区の中心となって動いていくうえで、非常に重要な取組である。

(2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

ア. 相談支援体制の強化

概要：

特別支援巡回相談の強化・改善を図るため、協力校（高等学校）とエリア担当校（特別支援学校）の連携を密にし、「定期的（2週に1回程度）」な巡回相談を「継続的」に行う。相談する高等学校にとって、「困難な事例が発生しないための支援」をともに相談、検討するという仕組みづくりを行う。また、相談を受ける特別支援学校にとって、高校生の事例を、継続的に指導・助言していくことにより、高校生に対する指導・助言に慣れ、高校生の相談に係るスキルアップを図る。さらに、卒業後においても切れ目なく支援が継続できるように、障がい者雇用に関して連携できる機関などを知らせ、つなぐことにより、その時々の

コーディネーターとしての役割を果たす。

成果：

各協力校は新型コロナウイルスの感染状況に配慮しながら、やり方を工夫し連携を図ってきた。エリアごとに担当校が決まっていたため、地域の感染状況を考慮しながら訪問することができた。また、3年間継続して連携してきたことで、巡回相談員は、訪問先の高等学校教員の特別支援教育に対する考え方や支援方法、校内体制が変容するのを目の当たりにし、自身が行う相談の効果に自信を持つことができた。あわせて、巡回相談員から学校の変容について指摘され、高等学校としても実施している支援に関する自信を持つことができ、よい相乗効果が生まれた事例が報告されている。また、特別支援学校を高等学校教員が訪問して、生徒への関わり方や声の掛け方、場の作り方など特別支援学校の教育の具体について理解を深め、高等学校における指導・支援に活用することができた。さらに、効果的な相談にするため、事前連絡で伝えるべきことや訪問時に参観する授業場面の選定など、相談に係る一連のやり取りの流れができたことも成果である。

イ. 高等学校教員における巡回相談員の養成

概要：

現段階では実施していない高等学校教員による巡回相談を実施するため、これに対応する巡回相談員を養成する。基本的には、各地区に1名以上を考え、協力校より核となる教員を1名以上推薦していただいて育てていく。具体的な取組としては、既存の小・中学校等、特別支援学校教員向けの巡回相談員養成研修会に参加し研修する他に、以下の取組を行う。

(ア) 外部専門家派遣への同行

本事業で配置している外部専門家が、協力校に訪問し、指導・助言をする際に同席してそのノウハウを学ぶ。本事業の外部専門家は協力校の通級指導教室をメインに訪問するので、自校での参観が多く想定される。したがって、実態把握もしやすく、移動時間もないことから、勤務のスリム化も図られる。

(イ) 他の巡回相談員が行う相談への同行

実際の巡回相談に同行することにより、相談のノウハウを学ぶ。

成果：

外部専門家が自校に派遣された際に同席してノウハウを学ぶことはできたが、他の巡回相談員が行う相談へ実際に派遣するには至らなかった。しかし、本事業を通して、巡回相談の活用が促進され、特別支援学校との相互の理解が深まった。また、各協力校と連携し、事業の実践を通して核となる教員の専門性の育成を進めることができた。

(3) 現状に即した教員養成課程における教授法の検討

概要：

実際に教授する大学教員に以下の取組みを委嘱する。

ア. 運営協議会への指導・助言

イ. 通級による指導担当者連絡協議会への指導・助言

ウ. 協力校への指導・助言

学校訪問を通し、本県の教育現場の実態を把握してもらおう。その際、支援体制の内容、高等学校教員の思いや抱える課題、生徒の様子等を把握する。年度で2回程度の訪問を計画する。

エ. 発達障がいに関する教員の専門性の指標作成への指導・助言

上記取組を通し、教員の専門性の指標を協働して作成する。発達障がいに関する教員に必要な専門性を指標で明確化し、教員養成段階で身につけること、教員として研修等で身につけることを整理し、その内容をシラバスに反映いただく。さらに、年に2回の運営協議会の場で検討を行う。また、研究成果報告書等を活用し、他の大学への還元を図る。

成果：

2名の大学教員には、運営協議会に参加いただき、各校の実践報告を受け、本県の高等学校における特別支援教育の現状と、本事業の成果と課題を把握いただいている。また、協議会においては、現在大学の教員養成課程において行っている特別支援教育の講座の様子を紹介いただいたり、各校の実践報告に関して助言をいただいたりした。また、大学シラバスについても整理いただき、本事業で作成した指標の「着任時の姿」と大学シラバスの整合性を確認することができた。

5. 今後の課題と対応

(1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

「発達障がいに関する教員が身につける必要のある専門性」に特化した指標を令和5年度から広く周知し、活用拡大を図る。ロードマップの形で示した研修カリキュラムについても、指標と同様に活用していく。具体的には、全県立高等学校から悉皆で参加する特別支援教育コーディネーター研修会で指標とロードマップを用いて全体説明を行ったり、実際に参加者全員で自己点検を試みたりすることを計画している。また、3年ごとに見直しを行い、山形県「指標」の関連も明確にしていく。研修形式について、研修を選択する際の参考となるよう、研修内の分科会ごとに指標の目標を明示する。

地区研修会は事業実施期間限定のものとする。協力校に蓄積された研修の企画・運営に関するノウハウや、講師選定のノウハウ、オンライン型やハイブリッド型研修のメリット・デメリットなどの知見は、各地区の知の財産である。各地区の特別支援教育に係る会議等で協力校から周知し、地区の専門性向上に還元していく。

指標やロードマップを参照して効果的に研修を受けたり企画したりするという事例を好事例として成果報告書の中に示すことにより、協力校以外の高等学校や各市町村教育委員会にもその活用を周知する。

(2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

事業を通して協力校は、巡回相談を継続的に活用したり、必要に応じて外部専門家へ相談したりすることを通して、指導・助言を受けることのできるサポート体制の中で専門性を向上させ、より適切な指導や支援を実践することができた。外部専門家への高等学校への派遣は事業実施期間のみのものとするが、今後も、巡回相談時に必要に応じて外部専門家が同行できるように巡回相談事業を拡大する。高等学校教員及び特別支援学校教員の専門性の更なる向上を図っていきたい。また、外部専門家の助言を受けて効果的な指導・支

援を行うことができたという好事例等を教育委員会主催の研修等で広く紹介し、事業協力校以外にも外部専門家の活用を通じた専門性向上を促進していく。

また、今後は、高等学校教員に対してさらに巡回相談の周知理解を行い、また利用の好事例を発信していく。そのうえで、巡回相談員養成研修会に高等学校教員も参加できるようにすることや、地区内の高等学校同士で指導・支援に関する相談を行うことなど、全体の専門性を向上する場を設定することを通して、核となる教員を数名育成できるようにする。

(3) 現状に即した教員養成課程における教授法の検討

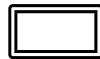
教員養成段階で身につけること、教員として研修等で身につけることを整理し、その内容をシラバスに反映いただいた。このシラバスで学んだ学生が本県で採用されたあと、大学での学びと連続した質と量を保証した研修が本県で実施されることにより、経験の浅い教員でも特別支援教育の専門性を高めることができる。今後、指標が大学シラバス作成の参考資料として活用されたり、大学での学びとの連続性を明確にしながら研修を実施したりすることで、地元学生の教員志願者の増加につなげる。また、大学関係者に事業の成果報告書を広く配布し、本県での取組について周知していく。

6. 問合せ先

組織名：山形県教育庁

担当部署：特別支援教育課

*平成19年3月より、山形県が使用する「障害」という漢字の表記については、前後の文脈から人や人の状況を表す場合は「障がい」という表記にしております。



内は事業計画、太字は実施概要、



内は今後の展望



〈事業報告①〉

運営協議会の開催（年2回）

- ◇第1回 令和4年5月24日（火） →集合型、オンライン型を組み合わせたハイブリット型で実施
- ・関係者顔合わせ、事業概要説明
 - ・令和4年度の取組
 - ・発達障がいに関して教員が身につける必要のある専門性の指標の整理
- ◇第2回 令和5年1月25日（水） →集合型、オンライン型を組み合わせたハイブリット型で実施
- ・発達障がいに関する専門性の向上についての成果
 - ・本事業についての成果と今後の展望

- ・オンライン型や集合型、両方を合わせたハイブリッド型等、多様な実施形態で実施し、コロナ禍でも協議の場をもつことができた。
- ・協議会を通じて、学校間や関係機関等との相互の理解を図ることができた。協力校は指導・支援や関係機関との連携の事例、巡回担当校は多様な支援の事例を共有することができ、関係機関等は高校や特別支援学校の現状や指導・支援の実践についての理解が深まった。

○事業終了後も、本会で得られた相互理解を活かし、関係機関等との密な連携を継続していく。

運営協議会委員

	区 分	所 属	職 名
1	教員養成課程大学	東北文教大学	講 師
2		山形大学大学院	教 授
3	外 部 専 門 家	県立保健医療大学	准教授
4		元・東北福祉大学（助教）	作業療法士
5		在宅リハビリ看護ステーション つばさ北町サテライト	作業療法士
6		NPO法人やまごや	作業療法士
7		NPO法人やまごや	作業療法士
8	協力校（高等学校）	霞城学園高等学校	教 諭
9		霞城学園高等学校	教 諭
10		村山産業高等学校	教 諭
11		新庄北高等学校最上校	教 諭
12		米沢工業高等学校	教 諭
13		荒砥高等学校	教 諭
14		庄内総合高等学校	教 諭
15		酒田西高等学校定時制	教 諭
16	巡 回 担 当 校 （特別支援学校）	上山高等養護学校	教 諭
17		楯岡特別支援学校	教 諭
18		新庄養護学校	教 諭
19		米沢養護学校	教 諭
20		米沢養護学校西置賜校	教 諭
21		鶴岡高等養護学校	教 諭
22		酒田特別支援学校	教 頭
23	酒田特別支援学校	教 諭	
24	外 部 関 係 機 関	やまがた若者サポートステーション	相談支援員
25		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 山形障害者職業センター	主任障害者 職業カウンセラー
26		山形県発達障がい者支援センター	発達障がい相談主査
27		山形県健康福祉部障がい福祉課	障がい医療主査
28	教 育 セ ン タ ー	研修課	主任指導主事
29		特別支援教育課	特別支援教育課長 （兼）企画調整専門員
30		特別支援教育課	指導主事
事 務 局	教 育 庁	特別支援教育課	課 長
			主任指導主事
			指導主事
			指導主事
			指導主事

〈事業報告②〉

①専門性向上のための研修等の機会の充実



ア. 研修体制の構築・整理(教員の指標の作成)

- ◇既存の山形県教員「指標」の特別支援教育力の項目のもとに、「発達障がいに関する教員が身につける必要のある専門性」に特化した指標の作成。
- ◇どの研修で指標のどの分野、領域の専門性を身につけるべきかを明確化する。
- ◇研修自体の内容の差別化を図り、研修ごとの目的を再整理した研修カリキュラムを作成し、システマティックな研修体制を再構築する。

- ・目標の到達度が見えやすいように、具体的な項目を表記して作成した。また、専門性の到達度を各教員が自己評価、自己認識できるよう、受講歴の記載欄を設けるなど改善を行った。
- ・連絡協議会等を通じて、関係機関等からもご意見をいただき、教育の視点のみならず、福祉・就労の視点を取り入れて作成した。
- ・教育委員会が実施する研修のみならず、協力校が開催する研修等でも活用し、研修の目的を明確にしたうえで開催した。

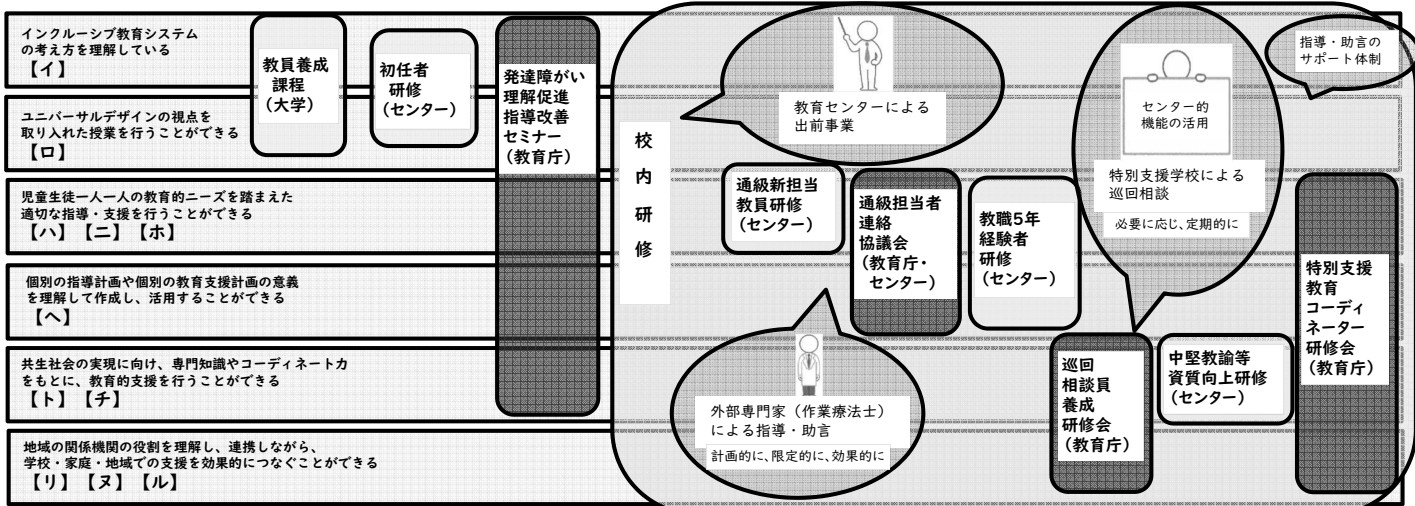
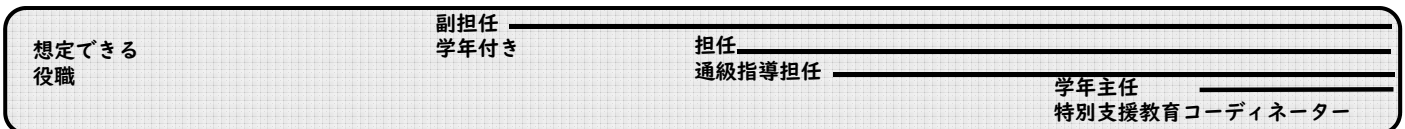
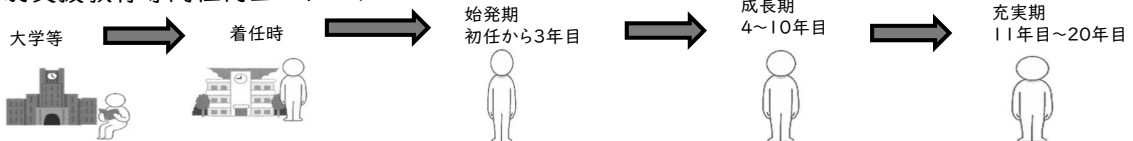
- 今後、研修等で配布し、実際の活用を促進していく。
- 活用の実績を積み重ね、内容や体裁などを3年ごとに見直しを行う。その際、山形県教員「指標」との関連性を検討する。

イ. 研修モデルケースの作成

- ・研修を受ける側の教員がイメージしやすいように視覚的に分かりやすいものを作成。

- 今後、研修等で配布し、実際の活用を促進していく。

県立高校教員特別支援教育専門性向上モデルケース



〈事業報告③〉



ウ. 地区別研修会の実施

- ◇有識者による講話等を含む研修会を協力校ごとに開催する。
- ◇自校の実態に合わせ、ニーズのある内容の研修会を主催することができる。その際、経験の浅い教員でも参考になるような視点を入れる。
- ◇研修会が指標のどの部分に該当するか明示する。
- ◇地区内の学校にも周知し、参加の対象者を広げた形で開催する。

- ・県内外の大学教授をはじめ、労働・福祉・心理分野の連携機関等、各協力校がそれぞれニーズに合わせて講師を招聘し、工夫した研修を実施した。
- ・指標に基づき、校内研修会の目的を設定して実施した。講師と受講者両方に、研修の目的を明確にしたうえで行えたため有意義であった、との報告があった。
- ・地域の高校のみならず中学校の教員も参加した研修を実施することで、切れ目ない支援に向けた取組があった。
- ・コロナ禍において急激に加速したICTを活用した研修を実施した協力校もあった。また、地区ごとの研修を行ったため、感染状況をみながら実施することができた。

○研修会を実施する過程で得た知見や、研修で得た専門性を各地区の知の財産とし、地区内での研修・会議や高校間での相談などに活かし、地区の専門性向上に還元していく。

ウー2. 全体研修会の実施

令和2年9月30日 (講師も協力校等も集合型)	講義1「高等学校における特別支援教育について」 講義2「実際の支援方法について」 →「講義内容を多くの先生方に知っていただきたい」という意見があった。
令和3年10月1日 (講師、協力校＋全県高校等、オンライン型)	講義1「高等学校における特別支援教育について」 講義2「個々の障がいに応じた支援について(合理的配慮)」 →対象者を全県の高等学校に広げ実施。「合理的配慮の考え方や実際についての理解が深まった」等、好評であった。
令和4年11月25日 (協力校は集合、講師はオンラインのハイブリッド型)	講義「卒業後の自立した社会生活を見通した支援について」 ワークショップ「実際の支援方法を参加者みんなで考える」 →講義内容をふまえ、実際の支援を検討するワークショップを行った。協力校は互いの状況を知ったり、地区外の特別支援学校からも助言を得たりすることができた。

- ・講師は、香川大学教授。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、県外への視察や県外講師の招聘が困難な状況の中、3年間同一講師による全体研修会を設けることで、高等学校における特別支援教育について協力校が共通理解のもと専門性を向上できた。

○研修内容を、各校で生徒への支援や指導・助言に活かしていく。

〈事業報告④〉

②指導・助言などのサポート体制の構築



エ. 外部専門家(作業療法士)の派遣

- ◇本事業の外部専門家(作業療法士)として、県立保健医療大学准教授、元・東北福祉大学助教、在宅看護リハビリステーションつばさ、NPO法人やまごや の5名を委嘱。
- ◇協力校1校あたり年4回の訪問を計画(日程都合により減もあり得る)。
- ◇事前の情報交換や、実際の訪問を通じた生徒の実際の授業の様子等を参観し、指導・助言を行う。経験の浅い教員の支援の見立てや支援方法の充実に役立てる。
- ◇外部専門家の助言を聞く際に、校内の教師間の連携、保護者との連携、関係機関との連携等に有用となるよう体制を整える。

- ・事業実施途中で、5名の作業療法士に協力いただくことができ、担当校を決めて配置することができた。協力校は継続して助言を受けることができた。
- ・コロナ禍において計画通りの実施が難しかったが、web会議やメールを活用して指導・助言等を行うなど工夫して実施した。

- 事業終了後も、巡回相談の継続した活用や、必要に応じて外部専門家の指導・助言を受け、支援の充実を図る。
- 特別支援教育コーディネーター研修会等で、必要に応じて相談できるよう、好事例の発信や作業療法士への相談に関する理解啓発を行う。

オ. 巡回相談事業の活用(センター的機能の活用)



- ◇「定期的(2週に1回程度)」な巡回相談を「継続的」に行う。通級による指導における生徒のアセスメントや自立活動の内容に応じた相談を中心に、その他にも在籍生徒の普段の生活や学習の様子から、学校生活における支援の方法の相談を行う。
- ◇「困難な事例の未然防止のための支援」を相談、検討する体制にする。
- ◇外部専門家の指導の際、事前の打ち合わせ、事後の振り返り等を外部専門家、巡回相談員、通級指導担当教員、通常学級担任、教科担任等関係職員とで行い専門性を向上させる。
- ◇関係機関との連携のノウハウについて相談する。「障害者雇用」で就労する際、手帳を取得する際に連携すべき支援機関等、特別支援学校が持つ専門性等が助言内容として考えられる。

- ・継続して相談することにより、生徒の成長や支援の有効性、支援体制の構築等、協力校と担当特別支援学校で共有しながら連携することができた。
- ・継続して支援することを通して、特別支援学校が高等学校の実情をよく知る機会となった。
- ・担当特別支援学校からのアプローチも有効との報告があった。

- 事業終了後も、継続して巡回相談を活用し、支援を充実させる。
- 特別支援教育コーディネーター研修会等で高等学校や特別支援学校に好事例を発信し、県全体でセンター的機能を活用した専門性の向上を目指す。

〈事業報告⑤〉

カ. 巡回相談員の養成(高等学校教員)

◇高等学校教員による巡回相談員を養成する。基本的に各地区(協力校)に1名以上と考える。

(ア) 外部専門家派遣への同行

外部専門家が、協力校に訪問・指導・助言をする際に同席する。外部専門家は協力校をメインに訪問するので、自校の参観となる。

(イ) 他の巡回相談員派遣への同行

実際の巡回相談へ同行することにより、相談のノウハウを学ぶ。小学校・中学校への訪問を通し、実態を把握したうえで見通しを持った支援方法を考える。その他「校内支援体制について」、「保護者対応について」、「児童生徒への接し方について」というようにテーマを設定して同行し、スキルアップを図る。

- ・実際の派遣への同行には至らなかったが、各協力校と連携し、核となる教員の巡回相談員になるための専門性の育成を進めている。
- ・実現に向けては、管理職の理解や校内体制の整備も重要であることがわかった。
- ・協力校以外の高等学校においては巡回相談の利用が少ない状況である。

○巡回相談の利用に関する好事例を発信し、高等学校における周知を図る。

○巡回相談員養成研修会に高等学校教員も参加したり、地区内の高等学校同士で指導・支援に関する相談を行ったりして、専門性を向上させ、核となる教員の各地区での複数名の育成を図る。



キ. 外部関係機関との連携

◇特別支援学校が知り得る関係機関との連携のノウハウについて、助言する。

例えば、障がい者雇用で就労する際に連携すべき外部機関の専門部署や、精神障がいに係る手帳を取得する際に連携すべき支援機関等である。

◇「継続的」な相談を活かし、特別支援学校の巡回相談員が必要に応じてその連携のコーディネートの役割を果たす。

- ・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所等と連携して支援することができた。
- ・指標の項目を意識することにより、連携が必要な機関を明確にしやすいということがわかった。

○成果報告書を作成・配布し、協力校の事例を広く県内の高等学校に周知することにより、卒業後の自立した生活に向けて、外部関係機関と連携の充実を図る。

〈事業報告④〉



③教員養成課程における教授法の検討

- ク. 指標作成の指導、助言
- ケ. シラバスの作成

◇本県の教育現場の実態を知ってもらう。その際、支援体制の内容、高等学校教員の思いや抱える課題、生徒の様子等を把握する。

◇研修モデルケースの成果と課題から、上記取組みを通し、発達障がいに関する教員の専門性の指標を協働して作成する。教員になるまでに身につけておくべき必要な専門性を指標として明確にし、教員養成段階で身につけること、教員として研修等で身につけることを整理し、その内容をシラバスに反映していただく。年2回の運営協議会の場で検討を行う。また、研究成果報告書等を活用し、他の大学への還元を図る。

- ・教員養成課程のある大学として、東北文教大学講師、山形大学教授のお二人にご協力いただき、指導・助言等をいただいた。
- ・インクルーシブ教育システムの理解や障がいの特性の理解など、指標の「着任時の姿」と大学のシラバスの整合性を確認することができた。

○教員養成課程のある大学等と引き続き連携し、養成段階等それぞれの段階で必要な学びを整理し、指標や研修モデルケースの見直しの際に助言を仰ぐ。

〈事業報告⑤〉

④その他

◇令和3年度N I S E特別支援教育推進セミナー及び山形県発達障がい理解促進・指導改善セミナー	発達障がいに関する「山形県の取組紹介」において、「発達障がいに関する教員専門性向上のための取組み～発達障がい専門性指標の活用を通して～」として報告。 オンラインも含め、約200名の北海道・東北ブロックの関係者が視聴。
◇令和4年度山形県発達障がい理解促進・指導改善セミナー及び第1回高等学校特別支援教育コーディネーター研修会	「切れ目ない支援体制による自立と社会参加を目指して～本県の特別支援教育の取組み～」として、指標や中間報告書を紹介。 オンラインも含め、約250名の県内の教育・福祉分野の関係者が視聴。
◇令和3・4年度第1回高等学校特別支援教育コーディネーター研修会	事業協力校の事例報告として、 R3年度・庄内総合高等学校・霞城学園高等学校 R4年度・霞城学園高等学校・村山産業高等学校から報告。県内高校特別支援教育コーディネーター等約70名が参加。

- ・具体的な支援の実践等、県内外の関係者に発信することができた。